

セミナー(カウンセリング及びミーティングを含む)申込み利用規約

第1条 (適用範囲)

本規約は、小林行政書士オフィスが提供するセミナー(カウンセリング及びミーティングを含む) (以下「本セミナー」という)に関する全ての申込みおよび参加に適用されます。申込み手続きが完了した時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条 (申込みおよび契約の成立)

1. 本セミナーの申込みは、主催者が指定する方法により行うものとします。
2. 申込み完了後、主催者が送付する確認通知をもって契約が成立するものとします。

第3条 (参加費の支払いおよび返金について)

1. 参加者は、主催者が指定する期日までに参加費を全額支払うものとします。
2. 支払方法は、クレジットカード、銀行振込その他主催者が指定する方法とします
3. 参加費の支払い後は、いかなる理由であっても返金はいたしません。ただし、主催者の都合によりセミナーが中止された場合、この限りではありません。

第4条 (セミナー内容の変更)

1. 主催者は、必要に応じて本セミナーの内容、日程、会場を変更することができます。
2. 内容変更が生じた場合、速やかに参加者に通知するものとします。

第5条 (禁止事項)

参加者は以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 本セミナーの録音、録画、撮影
2. 主催者の許可なく配布資料を第三者に提供または転載する行為
3. 他の参加者や講師の誹謗中傷となる行為や批判的な行為、妨害となる行為

第6条 (著作権)

1. 本セミナーで使用される全ての資料、スライド等の著作権は主催者または講師に帰属します。
2. 参加者は主催者の許可なくこれらを複製、配布、販売、公開することはできません。

第7条 (個人情報の取扱い)

1. 主催者は、申込時に取得した参加者の個人情報を、セミナー運営及び関連情報の提供にのみ利用します。
2. 主催者は、参加者の同意なく個人情報を第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

第8条（免責事項）

1. 参加者が本セミナーの内容を利用したことによる損害について、主催者は一切の責任を負いません。ただし、主催者に故意または重大な過失が認められる場合を除きます。
2. 主催者は、天災、停電、通信障害等の不可抗力により本セミナーの提供が困難となった場合、セミナーの中止または日程変更を行う権利を有します。この場合でも、主催者は参加者に対する損害賠償義務を負いません。

第9条（秘密保持義務）

1. 参加者は、本セミナーを通じて知り得た主催者または他の参加者の秘密情報を第三者に開示、漏洩、または利用してはならないものとします。
2. 前項に定める秘密情報には、セミナー資料、講義内容、参加者情報が含まれますが、これに限られません。
3. 本条の規定は、セミナー終了後も有効に存続するものとします。

第10条（秘密漏洩に関する責任および損害賠償）

1. 参加者は、本セミナーに関連して知り得た他の参加者または主催者の秘密情報（以下「秘密情報」という）を不適切に利用、開示、漏洩することにより、相手方または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 万が一、秘密情報の漏洩が発覚した場合、当事者は速やかに主催者に報告し、相手方と誠意を持って協議し、解決に向けて必要な対応を行うものとします。
3. 主催者は、秘密情報の漏洩が発覚した場合、調査を行い、当事者間の協議を円滑に進めるために必要な範囲でサポートを行いますが、当事者間の損害賠償問題に直接関与する義務を負いません。
4. 損害賠償の範囲および金額については、当事者間の協議によって決定するものとします。協議が不調に終わった場合、必要に応じて法的措置を講じることができるものとします。

第11条（その他）

1. 本規約は、予告なく変更される場合があります。変更後の規約は、主催者が指定する方法で通知されるものとします。
2. 本規約に関する問い合わせは、主催者の指定する連絡先まで行うものとします。

第12条（準拠法および管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、本規約に関して生じた紛争については、主催者の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

制定日 令和7年1月11日